

請 書 (案)

令和3年 月 日

支出負担行為担当官
福井地方法務局長 鍛冶 宗宏 殿

供給者 本 店
商 号
代表取締役

下記契約条項承知の上、「物品供給契約（防災用品）」をお請けします。

記

- 1 契約件名 物品供給契約（防災用品）
- 2 品名及び規格 別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 金 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 4 納入場所 別添仕様書のとおり
- 5 納入条件 別添仕様書のとおり
- 6 基本事項

(1) 契約保証金
免除する。

(2) 検査の時期
供給を完了した旨の通知を受けてから10日以内とする。

(3) 代金の支払い
検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

(4) 支払遅延利息
前項の期限までに供給者の請求に係る金額を支払わないときは、供給者に対し前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じて当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）による遅延利息を加算して支払わなければならない。ただし、総額100円未満及び100円未満の端数は支払わない。

(5) 紛争の解決
本契約に関して疑義紛争を生じた場合は、双方協議の上、解決するものとする。

なお、解決しないときは、福井地方裁判所を所轄裁判所として訴訟を行うものとする。